
今月のテーマ **海外勤務になった場合の確定申告について**

海外勤務に関する内容としては、バックナンバー [No.023](#) において海外勤務者の源泉徴収の取扱いをご紹介します。ここでは海外勤務者の給与に着目しておりますが、今回は海外勤務者が転勤期間中に自宅建物を賃貸した場合など、給与以外の他の所得がある場合の確定申告に関する注意点を紹介します。

1. 納税義務

一般的に1年以上海外勤務をする場合には非居住者に該当し、日本国内で生じた所得(以下、「国内源泉所得」といいます)について日本で確定申告する必要があります。なお、非居住者とは、「国内に住所を有し、又は現在まで引き続き1年以上居所を有する個人」以外の個人をいいます。

2. 納税管理人の選任

例えば海外勤務期間中に自宅を第三者に賃貸して家賃収入が生じた場合、上記1の国内源泉所得である不動産所得が発生し、確定申告が必要となります。また、自宅を所有していることから固定資産税を納める必要もあります。この場合、納税者本人は海外にいるため、こうした申告や納付といった税務手続きを直接本人が行うことは困難となります。

そこで国外へ転出する時に、「納税管理人」と呼ばれる代理人を選任します。納税管理人は、非居住者の確定申告書の提出、税務署等からの書類の受取り、税金の納付や還付金の受取り等を非居住者に代わって行います。国税と地方税の種類ごとに納税管理人の選定に関する書式が定められていますので、一例として下表のリンク先をご覧ください。

提出先	対象となる税目	届出名称
税務署	所得税・消費税	所得税・消費税の納税管理人の届出書
都・県税事務所	固定資産税・自動車税	納税管理人申告書
区・市役所	住民税	納税管理人選任申告書兼申請書

※区・市役所への届出は、その年の1月1日から納税通知書送付までの間に出国する場合にのみ必要。

3. 出国した場合の確定申告の注意点

(1) 確定申告期限

出国した場合の確定申告の期限は、出国する時までには納税管理人を選任したかどうかにより、以下のように申告する所得の内容と期限が変わります。

	その年1月1日から出国する日までの間に生じた全ての所得	出国した日の翌日からその年12月31日までの間に生じた国内源泉所得(源泉分離課税となるものを除く)
出国の時までに納税管理人の届出書を提出した場合	2つの所得の合計額を翌年2月16日から3月15日までの間に納税管理人を通して確定申告します	
上記以外の場合	出国の時までに確定申告します なお、出国まで勤務先の給与しかない場合は、勤務先において年末調整が行われるので確定申告は不要です	左の確定申告書を提出したとしても、翌年の2月16日から3月15日までの間に確定申告をします

(2) 所得控除

医療費控除や扶養控除などの所得から差し引く所得控除については、以下のように適用されます。

雑損控除	国内にある資産について損害を受けた場合に限られます
医療費控除、社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料・地震保険料控除	出国の時までに支払われたものだけに限られます
障害者控除、寡婦(寡夫)控除 配偶者控除、扶養控除	出国の時の現況により対象となるかどうか判定します なお、出国の時までに納税管理人を選任した場合には、その年12月31日の現況により対象となるかどうか判定します
寄付金控除、基礎控除	非居住者になったことによる制限は特にありません